

品酒第127号
令和6年12月4日

東京都品川区大井一丁目23番1号カクタビル7階

株式会社永輝商事

代表取締役 富士 靖史 殿

品川税務署長 坂本 達哉



酒類販売業免許の条件緩和通知書

令和6年11月13日付で申出のあった東京都品川区大井一丁目23番1 カクタビル7階の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、平成29年8月22日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を令和6年12月4日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

記

販売する酒類の範囲及び方法は、次に限る。

- 1 果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒の卸売
- 2 自己が輸出する酒類の卸売